

令和7年度国有財産監査の結果について

九州財務局では、国有財産等の現況を正確に把握し、用途又は目的に応じた効率的な運用や有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。

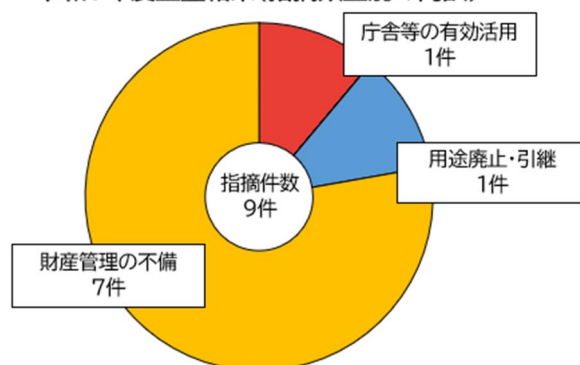
1. 令和7年度監査結果

令和7年度においては、管内に所在する国の庁舎等27件について、実地監査を実施し、うち9件(33.3%)について問題点を指摘しました。

具体的には、庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたものや用途廃止・引継を求めたものなどとなっています。

なお、指摘事案の概要については、別添資料のとおりとなっています。

《 令和7年度監査結果(指摘類型別の内訳) 》



2. 平成23～令和6年度監査における指摘事案のフォローアップ結果

指摘した事案については、各省各庁において、是正・改善に向けた処理に取り組んでいますが、財務局では、指摘事案の処理促進を図るため、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、各省各庁に対してフォローアップを実施しています。

平成23年度から令和6年度までの間に指摘した事案173件のうち、令和7年度末時点の是正実績は140件(80.9%)です。

今後も、引き続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施します。

《 監査指摘年度ごとの是正状況等(令和7年度末時点) 》

	計	指摘年度ごとの内訳													
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A 監査指摘	173	28	21	14	6	6	2	7	15	9	6	19	14	13	13
B 是正実績	140 (13)	28 (0)	18 (0)	14 (0)	6 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	13 (0)	6 (1)	4 (0)	13 (0)	13 (2)	9 (0)	10 (10)
C (A-B) 処理未済	33	0	3	0	0	3	0	6	2	3	2	6	1	4	3
D (B/A) 進捗割合	80.9	100.0	85.7	100.0	100.0	50.0	100.0	14.3	86.7	66.7	66.7	68.4	92.9	69.2	76.9

(注)「B 是正実績」欄の()内書きは、令和7年度中の是正実績

(参考) 全国の監査結果については財務省ホームページにて公表しています。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/index.html

【本件についての照会先】
九州財務局 管財部 統括国有財産監査官
電話：096-353-6351 内線：3170



九州財務局マスコットキャラクター『にゃんきゅう』

令和7年度 監査結果一覧表

指摘内容別件数

(単位:件)

指摘内容	指摘類型	公用財産	公共用財産	合計
庁舎等の有効活用	a	1 [2]	0 [0]	1 [2]
庁舎等の借受解消	b	0 [0]	0 [0]	0 [0]
用途廃止・引継	c	1 [1]	0 [0]	1 [1]
財産管理の不備	d1又はd2	6 [10]	1 [0]	7 [10]
合計		8 [13]	1 [0]	9 [13]

(注1)「指摘類型」欄の説明

- a : 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
- b : 余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
- c : 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
- d1: 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
- d2: 使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

(注2) 各欄の[]書きは、令和6年度監査結果(公用財産及び公共用財産)の件数である。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	法務省	熊本地方法務局	一般	—	公用	熊本第二合同庁舎	熊本県熊本市	熊本第二合同庁舎は、余剰(約310㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、非効率使用を改善する必要がある。
2	c	法務省	大分地方検察庁	一般	—	公用	杵築区検察庁	大分県杵築市	杵築区検察庁は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
3	d1	法務省	鹿児島地方法務局	一般	—	公用	出水出張所	鹿児島県出水市	出水出張所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
4	d1	法務省	大分地方法務局	一般	—	公用	杵築支局	大分県杵築市	杵築支局は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
5	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	公用	緑川上流出張所	熊本県上益城郡御船町	緑川上流出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
6	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	公共用	国道3号(四方寄特殊車両取締基地)	熊本県熊本市	公共用財産である国道3号(四方寄特殊車両取締基地)は、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
7	d2	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	雇用	公用	国分公共職業安定所大口出張所	鹿児島県伊佐市	国分公共職業安定所大口出張所は、敷地内に設置されている排水路の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
8	d2	厚生労働省	宮崎労働局	一般	—	公用	小林公共職業安定所	宮崎県小林市	小林公共職業安定所は、土地に労働保険特別会計である建物等を設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。
9	d2	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	公用	小林公共職業安定所	宮崎県小林市	小林公共職業安定所は、建物等を一般会計である土地に設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。